

「『東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律関係通達（所得税編）の制定について』の一部改正について」（法令解釈通達）の概要

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律関係通達については、所得税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第11号）等により東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律等の改正が行われたことに伴い、次のとおり改正するものです。

1 事業所得等の特例（震災特例法10等）の改正に伴う整備

事業所得等の特例の改正に伴い、新産業創出等推進事業促進区域内において行う開発研究の取扱いを定めるなど、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律関係通達（法人税編）の取扱いに準じた所要の整備を行う（震災特例通達（所）10から11の2共-1、10-1など）。

2 その他所要の整備

上記のほか、所要の整備を行う。